

今後の年金制度のあり方について

<第6回社会保障審議会企業年金部会説明資料>



2014年7月4日

現状認識など

- わが国における少子高齢化の進行等により、国民年金、厚生年金等の公的年金を補完するため、企業年金を含む私的年金を通じた自助努力による老後生活の維持向上の必要性が増している。
 - 自助努力が必要とされるなか、確定拠出年金の重要性が高まっている状況。さらに、より多くの個人に対し、投資信託等の運用商品を選択する機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れの後押しにもつながる。
- ⇒確定拠出年金制度の運営管理機関や資産管理機関等として業務運営を行うなか、加入者等から寄せられる要望も踏まえ、確定拠出年金制度の普及・発展のため、毎年度、全銀協として改善要望を実施している(別紙)。

確定拠出年金制度の課題等について

- よりよい老後生活のため、十分な給付水準が確保できること
- より幅広い加入対象者の拡大
- 多様化した働き方に対応するための制度設計

確定拠出年金制度の課題等を改善するために①

- よりよい老後生活のため、十分な給付水準が確保できること
⇒
 - ◎運用時非課税の実現(特別法人税の撤廃)
 - ◎拠出限度額のさらなる引上げ(企業型年金については撤廃)
 - マッチング拠出制度の見直し(従業員拠出限度額の撤廃)
 - 加入者および運用指図者全員の同意を必要とする運用商品の除外要件の緩和
- より幅広い加入対象者の拡大
⇒
 - ◎退職金制度等の見直し時に障害となる脱退一時金の支給要件の緩和(追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金支給制度の新設)
 - 個人型年金の加入対象者の拡大(企業年金のある企業の従業員、第3号被保険者の個人型年金加入の容認)
 - 他制度からの資産移換要件の緩和
 - 退職一時金制度からの資産移換方法(4～8年)の弾力化

確定拠出年金制度の課題等を改善するために②

□ 多様化した働き方に対応するための制度設計

⇒

- 老齢給付金の支給要件(10年以上の通算加入者等期間が必要)の緩和
- 65歳までの雇用確保のためのグループ会社への転籍についての加入資格の維持
- 個人型年金加入者の資格喪失年齢の65歳までの引上げ

今後の年金制度の改善の検討に当たって

- まずは、現在の確定拠出年金制度をより普及・発展させることが必要であり、全銀協の改善要望等を踏まえたさらなる制度拡充が不可欠。
- ただし、公的年金の支給開始時期の繰下げ等が言及されるなか、今後、より個人の自助努力が求められる場合には、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡充等と併せて、中長期的な観点から、米国のIRA (Individual Retirement Account) 等を参考に、拠出時課税、運用時・給付時非課税の個人型年金積立金非課税制度の導入を含めた検討を行うことも考えられる。

以 上